

壱岐市農業委員会定例会（平成29年12月）

議 事 録

1. 開催日時 平成29年12月21日（水） 午後4時
2. 開催場所 壱岐市役所石田庁舎 2階 第4会議室
3. 出席委員 …… 農業委員会長 外 農業委員 16名
4. 欠席委員 …番 …委員 …番 …委員
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
  - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
  - 第2. 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第68号 平成29年度農用地地用集積計画について（第5回）
7. その他

---

開 会 （ 午後 4：00 ）

事務局 皆さんこんにちは。先日開催致しました、農地利用最適化推進委員活動研修会に出席頂きました農業委員さん方、大変お疲れ様でした。それから本日は会議終了後、…を計画しておりますので、ご参加されます委員さん方は、よろしくお願い致します。それではご案内の時間になりましたので、只今から平成29年12月の農業委員会の総会を開会いたします。

本日は、…番…委員さん、…番…委員さんより欠席の届けが出ております。

本日の出席委員は19名中17名で定数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、…会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長 【会長挨拶】

それでは座らせて頂きまして、早速ですがこれより議事に入りたいと思います。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。【はいの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、…番…委員、…番…委員をお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の…主事を指名いたします。

それでは、日程第2の議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請に

ついて」を議題と致しますが、これは関連がございますので37、38号は一括上程致したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局

議案第65号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ決定の要がある。所有権移転の案件が3件あがっております。受け手は全て個人ですので農地所有適格化法人要件の適用はありません。また、農地を譲り渡すことを目的とするもので、信託の引受け、信託事業による取得ではありませんので、信託要件の適用もありません。それから、全て贈与ですので、又貸し、転貸禁止要件にも当たりません。

従いまして、「全部効率利用要件」、取得しようとする者が農地全てを効率的に耕作すると認められること、この判断は、農機具が揃っているか、労働力が確保されているか、技術、農作業暦などで行ないます。それと、「農作業常時従事要件」、取得側が年間150日以上従事していること。「下限面積要件」、取得後の面積が50アール以上かどうか。「地域との調和要件」、農地の取得によって地域の農業形態に支障が出ないか、というような4つのことを審議して頂くことになります。

37番と38番は、譲渡人が同一でありますので、一括して説明させていただきます。

#### 37番 土地の所在

芦辺町国分東触字古木	地目	畑	面積	538㎡
同じく		畑		84㎡
芦辺町国分東触字大谷		畑		393㎡

計 畑が3筆で1,015㎡

譲渡人、

譲受人、

経営地ですが、田が4,952㎡、畑が2,479㎡、計 7,431㎡です。

#### 申請理由

譲渡人 高齢で耕作できない為、現在の耕作者である譲受人へ贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」、主に水稻、野菜を栽培されてあります。農機具はトラクター、管理機、軽トラです。田植、稲刈は委託をされております。農作業暦は本人30年、妻20年、母50年です。通作距離は遠いもので80m程です。

これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り野菜を作付ける予定であり周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。続きまして38番 土地の所在、

芦辺町国分東触字古木・・・ 地目 畑 面積 1, 212㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が19,488㎡ 畑が7,504㎡ 計 26,992㎡です。

申請理由

譲渡人 高齢で耕作できない為、現在の耕作者である譲受人へ贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」、主な作付けは水稻・飼料です。農機具は、トラクター、田植機、ヘーベラ、ジャイロレーキ、軽トラです。稲刈は委託をされています。農作業暦は本人が37年、父60年、母55年です。通作距離は200mほどです。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、今まで通り飼料を作付ける予定であり、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月19日に・・・委員さん、両譲受人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・でございます。今事務局の報告のとおりで、別に問題はないと思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第65号、37番、38番は決定いたします。続きまして39番の説明を求めます。

事務局 はい、39番土地の所在、

石田町筒城西触字谷川・・・ 地目 畑 面積 944㎡

譲渡人、・・・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・・・

経営地は田が7, 211㎡ 畑が3, 821㎡ 計11, 032㎡です。

申請理由

譲渡人 長男である譲り受け人に生前贈与する。

譲受人 受贈し耕作に従事する。ということです。

権利の設定内容は、贈与です。

「全部効率利用要件」、主に水稻・野菜の栽培です。農機具は、トラクター、ハーベスター、稲刈機、軽トラです。田植は委託をされてあります。農作業暦は本人が30年です。これらの状況から、全体的な有効利用、効率的利用は問題ないと判断されます。

「農作業常時従事要件」、年間通しての従事が見込まれます。「下限面積要件」も問題ありません。

「地域との調和要件」ですが、世帯内の移動で作付けも今まで通りですので、周辺農地への影響はないと判断されます。

よって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

12月19日に・・委員さん、譲渡人立ち会いの下、現地確認を行なっております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局から説明がありました通りですので、私も現地を確認に行きまして何ら問題はなかろうかと思っておりますので、皆さんご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第65号39番も決定いたします。

続きまして議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。6番の説明を求めます。

事務局 議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

6番 土地の所在

芦辺町箱崎釘ノ尾触字女岳・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地 面積 15㎡ 転用目的 宅地

同じく・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 転用目的 進入

路 計2筆で97㎡

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 平成9年3月頃に、当該土地の一部に畑とは知らずに道路拡張工事等を行い、現在まで利用していたため、追認の許可を申請します。というものです。農振農用地区域除外は県の同意を得て平成29年12月12日に完了をいたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、平面図は4頁から6頁です。農振農用地区域除外の折、・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。9月に現地確認を行いましたので、今回は現地確認を行っておりません。当人、・・・・・さんに電話を致しまして、確認を致しました所、この前説明した通りでありました。平成9年頃に親から譲り受けた時に、その土地が荒れて原野となっておりますので、畑とは知らずにという事で本人が申しておりました。車が多くなり道路の拡張も必要になりまして、また、下の畑に入る為に進入路の幅もしなければならなかったもので、行ったという事がございます。なんとか許可をお願いしますという事がございますので、よろしくお願い致します。以上です。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第66号、6番は、意見を付して進達いたします。

続きまして、7番の説明を求めます。

事務局 7番 土地の所在

石田町石田西触字黒木・・・・・・・・ 地目 田 面積 2,765㎡ 転用目的 農業用施設用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地に、牛舎及び堆肥舎を建設し、残りを放牧場として利用するため、申請します。というものです。農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て平成29年9月26日に完了をいたしております。位置図、写真、配置図は7頁から9頁です。用途区分変更の折、・・委員さんと申請人の奥さん立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 今、事務局から説明がありました通りです。皆さん方のご審議をよろしくお  
願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし  
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第66  
号、7番も、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」を  
議題といたします。19番の説明を求めます。

事務局 議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」、農地の転用  
につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達  
の要がある。

19番 土地の所在

芦辺町箱崎江角触字前峰・・・・・・ 地目 畑 面積 1,198㎡

転用目的 農業用施設用地

譲渡人、・・・・・・

譲受人、・・・・・・

申請理由 申請地に繁殖牛牛舎及び堆肥舎を建築したいので申請します。と  
いうものです。権利の設定内容は売買です。農振農用地区域内の農地で用途区  
分の変更が議案発送日には12月13日予定といたしておりましたが、県の同  
意を得て12月13日に完了いたしております。位置図、写真、配置図は11  
頁から13頁です。用途区分変更の折、・・委員さんと譲受人立ち会いの下、  
現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 先月の事案で説明致しました通りでございますが、現地確認は今回しませ  
んでした。譲渡人、譲受人双方に電話で確認を致しました。その前に譲渡人から  
本人が家に見えられていくら位だろうかと相談を色々受けましたが、その金額  
はわかりません。今問題ないですかと尋ねた所、問題はなく譲渡人が売るとい  
う事で決定をしているようでございます。両人とも農業クラブの組合員であり  
まして、1次会で飲んで、2次会でその事を話合って決定したようでございま  
すので、何ら問題はないかと思ひます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでし  
ょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第67  
号19番は、意見を付して進達いたします。

続きまして20番の説明を求めます。

事務局 20番 土地の所在

芦辺町箱崎中山触字藁干場・・・・・・ 現況地目 畑 面積 385㎡

芦辺町箱崎中山触字千本供養・・・・・・・・ 現況地目 畑 面積 86㎡

同じく・・・・・・・・ 現況地目 畑 面積 28㎡

計 3筆で499㎡

転用目的 住宅用地

譲渡人、・・・・・・・・

譲受人、・・・・・・・・

申請理由 現在、妻の両親と同居しており、子供も増えて狭隘となったので、申請地に住宅を建築するため申請します。というものです。権利の設定内容は贈与です。農振農用地区域除外が県の同意を得て平成29年9月21日に完了いたしております。農地の分類は、公共投資の対象となっていない生産力の低い第2種農地として判断致しております。位置図、写真、配置図は14頁から16頁です。農振農用地区域除外の折、委員さんと譲渡人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

委員 議長。

議長 はい、番委員。

委員 担当の.....でございますけど、事務局が説明しましたように7月に現場立ち会いを致しまして、今回は地権者変更という事でございますので、先程からの委員のように面白い説明は出来ませんが、電話で.....さんに確認をとりました。よろしくお願ひしますという事でございますので、皆さんご審議をよろしくお願ひ致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第67号20番も、意見を付して進達いたします。

続きまして議案第68号「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について（第5回）」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第68号「平成29年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度5回目になります。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は21件、借手が17人、貸手が20人です。田が23筆で26,089㎡、畑が25筆で28,159㎡、合計48筆の54,248㎡です。

この件につきましては、担当地区の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、18頁から19頁に掲載しております。よろしくお願ひいたします。

議長 はい、以上の説明でございますけど、皆様方の署名、押印を頂いております

ので、よろしいでしょうか。【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第68号も決定いたします。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からの意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】大変お疲れでございました。